

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第3回）

1 日 時

令和2年7月3日（金）16:00～17:30

2 場 所

WEB会議による開催

3 出席者

（構成員）手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）構成員、小松（博）構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、大澤氏（山内構成員代理）、若目田構成員

（ヒアリング対象者）アマノセキュアジャパン株式会社森口氏、株式会社リコー一宮脇氏

（オブザーバー）小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、山本内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付上席政策調査員、朝山法務省民事局商事課課長補佐、山崎財務省主税局税制第一課課長補佐、布山経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室室長補佐、手塚経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、岡崎大臣官房審議官二宮サイバーセキュリティ統括官室審議官、大森サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、近藤サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

資料3-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第3回）事務局資料

資料3-2 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会提出資料（非公開）※

参考資料3-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第2回）議事要旨

※資料調整後、後日総務省 HP にて掲載

5 議事要旨

（1）開会

（2）議題

①前回会合の振り返り

事務局から参考資料3-1に基づき、前回会合の振り返りが行われた。

②構成員・関係者ヒアリング

事務局から資料3-1について、説明があった。

③意見交換

主な意見は以下の通り。

小田嶋構成員：分類5の監査関係のデータの正確性、真正性の確保、保証といった内容に関してはeシールとの親和性が高いと思う。また、eシールに格納される情報がやはり重要。商号や住所といったものは変動があるが、法人番号のような企業を一意に特定できるようなものがあれば、効率的になるのではないか。もっとも、企業の合併とか、非合併については検討すべき。

手塚座長：一意性については、どういうものをIDとして使うか、eシールも証明書的な考え方をするならば、その発行の仕方をどうするか、ということについても今後検討する必要がある。

山内構成員代理（大澤）：資料3-1の10ページに地方自治体と民間の電子契約においては実態的に民間の電子契約サービスが使えなくなっているとある。押印制度の見直しの観点からは、地方自治体と民間の電子契約を進めるための制度面の検討が重要。ただし、本検討会で検討している日本版のeシールについては、現状の民間企業の代表者による電子署名といったものとは性格がやや異なるものだと考えている。したがって、地方自治体と民間の電子契約を進めるための制度面については別途検討されることを期待。

事務局：参考にさせていただきたい。

宮内座長代理：資料4-1の3ページに契約関係とある。法律上、契約は法人そのものがするのではなく、代理権を持った自然人が行うことになる。もし、借入契約書等をeシールでやるとすると、本文等にその意思表示をする代表取締役等の記載があり、ハンコの代わりにeシールが押してあるといった形になると思う。ただ、eシールがどのように管理されているかによって、その有効性は結構変わると思う。

登記の添付書類にeシールを付けるという話もある。ただ、添付書類は多くの場合、代表取締役や取締役等の確認を必要とするため、eシールを付す際に、こういった機関決定がなされなければならないのかと

いう縛りがなければ、会社の人であれば誰でも使えるといった状態となり、問題が出てくるのではないか。したがって、eシールを付すための条件は整理が必要。また、官公庁の発行する証明書はGPKIかLGPKIも選択肢として考えられるため、eシールをどの場面で使うかということについてはもう少し検討が必要。

10ページに記載の地方自治体との契約については、制度を変えていく必要があると思う。同ページにある訴状や準備書面の紙媒体は二、三年のうちには改正される方向で現在、検討が進められていると聞いている。また、同ページの船荷証券等の電子化は難しいのではないか。船荷証券は、それを持ってくると荷物をもらえるとといった、その紙が世界中に一枚しかないという条件の下で現在運用されている。これを電子化するのは、単に紙を電子化するというのではなく、1回しか使えないことを保証するようなメカニズムを備えなければならない。

柴田構成員：10ページについて1か所TSFとして意見。利用する時点で組織が確実に存在したことをタイムスタンプで明確にすることで、利用者も依頼者も安心して使用できる。デジタル情報はなりすましや改ざんが容易であるため、国家として、誰もが安心できる、横断的に利用できる制度の構築が必要だろう。

小松（博）構成員：9ページに記載の認証局の廃業のリスクに関連して、eシールの有効期間をどのくらいにするかという話がある。例えば、SSL証明書であれば最大2年程度だと思う。その期間であれば、当該認証局の廃業のリスクはなく、有効期間内はしっかり担保されると思う。仮にeシールの有効期間が5年有効となれば、民間の認証局が急遽廃業となると、そのeシールを他のどの認証局が担保するかが課題になると思う。民間の認証局が廃業になったとしても、総務省で、その継続性を担保する等の制度の枠組みについては検討していく必要があるのではないか。

袖山構成員：法人税法等で定められている保存期間としては、7年間や最長では10年間となってくると思う。ただ、電帳法においては、保存期間中のデータの保管方法として、訂正削除されない方法で保存することは必要であるが、データへの措置として訂正削除されない措置を行って保存することは必ずしも要件とはされていない。例えば請求書のデータを送った場合に、eシールにより交付元の取引先の本人性の証明が必要なのは受領側の会社の業務処理における確認する時点で十分であり、保存期間中データの非改ざん性等を担保する必要があるれば、保存期間についてeシールにタイムスタンプを組み合わせればよいと思う。

また、消費税のインボイス制度においても、適格請求書にeシールを付けて送信することは要件とはされていないが、適格請求書発行事業者の登録番号情報等をeシールに属性として持たせれば、受領側において適切な会計処理ができるようになる。適格請求書発行事業者かどうかは、事業年度ごとに変更される事業者も存在することが想定されるため、電子証明書の証明属性に登録番号を持たせるのであれば、最長で1年程度とした方がいい。証明書の有効期間を長くすると、この登録番号情報が、数年にわたって証明されるということになる。国税関係書類の場合、その取引の時点で適格請求書発行事業者であるという証明が必要となるため、eシールはできるだけ証明期間、有効期間を短くし、長く非改ざん性の証明する場合にはタイムスタンプと組み合わせて利用できるような仕組みが必要ではないか。

柴田構成員：eシールの場合は、法人だけではなく、変更が頻繁に起こりうる法人内の組織に対しても発行することが考えられるため、有効期間は短いほうがいいと思う。

事務局：電子署名や海外の事例も参考にしつつ、証明書の有効期間、廃業の場合の扱い等を検討していきたい。

小田嶋構成員：官公庁や地方自治体との電子契約には、官職証明書や地方自治体の職責証明書といった既存のものの活用も必要。

新井構成員：ユースケースによりIDの粒度というのは異なってくる。どのIDを使って、組織を一意に特定するかという点は議論が必要。

手塚座長：粒度の件については、企業であればまずは本社になると思う。それに対し、事業所や支社、営業所といった単位もある。実際にどのレベルで、どの粒度で、eシールを考えていくのかということも今後の議論の中でぜひ検討していただきたい。

渋谷構成員：12ページにある経理関係の業務や契約関係の書類にeシールの使用ニーズが高いというのは賛成。金融機関の方々は任意の団体の方と電子契約をしていきたいと言っている。マンションの管理組合の理事長をやっているような方も紙でやり取りをしているということで、どういう人たちに、どういう組織に、このeシールを使っていただくかという議論も必要。

手塚座長：広く適用範囲を考えて、法人でない任意団体等も含めてeシールをうまく活用できないかという観点は重要。

柴田構成員：組織としての意思決定を示す手段としてのeシールという考え方については議論が必要。

伊地知構成員：eシールの有効期間については、短くした場合でもタイムス

タンプで有効性を長期にわたって証明できるようにすることが必要だ  
と思う。また、有効期間が1年間で切れるのであれば、適切に失効処理  
し、失効理由を取扱うということ、PKI全体でうまく回していかないと  
いけない。

中田構成員：11ページ目に関して意見。民間企業で請求書等について電子化  
が進んできていると思うが、一般的な民間企業の場合はeシールとい  
ったもののイメージがつきづらいため、業務が効率化できるといった  
分かりやすいメリットがあると広がっていくと思う。また、eシールを  
普及させていく段階での議論かもしれないが、並行して請求書のフォ  
ーマットを標準化すると効率化につながるのではないかという意見が  
多く上がっており、JIIMAでは標準化の検討を始めている。

宮内座長代理：世間一般からするとeシールはイメージしづらい。一つのイ  
メージとして、昔まだ印刷が高価だった時代に、会社専用の用紙を使用  
することで、それなりの信頼性があった。そのような出元がはっきりし  
ているものを分かりやすく相手方に示すと、受取側も、それなりの信頼  
性を持って、それを受け取ることができる。eシールの普及のためには、  
何の役に立つかというのをうまく説明できるイメージ、そういった見  
方の検討が必要だろう。

手塚座長：相場観をつくるという点で非常に重要だと思う。電子署名は本人  
の意思に基づいて押すということで、本人というところまでリーチし  
た内容になっている。一方で組織を主体とするeシールでは、組織のレ  
ベルで押して社会の中で信頼を得るという、その相場観をどう醸成し  
ていくのか。それも、こういったITがDXの世界で進むことによって、ど  
れだけ必要になってくるのかということかと思う。

柴田構成員：組織が公開する情報というユースケースのところは、eシール  
やタイムスタンプを使うことで企業の透明性を公表できるというイメ  
ージが形成できるといいと思う。

中村構成員：eシールは安定した長い人向けの長期の証明書というイメージ  
で捉えていた。やはりユースケースによって粒度の違いもあるため、一  
つ共通的なという感じにするのは難しいのかもしれない。その際に、証  
明書の発行する際のエビデンス等も今後議論が深まっていくと思う。  
有効期間を短期にした際に、例えば、毎回法務局から取り寄せて登記の  
証明書一式を出せなんていう話になると結構な大ごとになる。発行審  
査でどれくらいやると十分かという話について、認証局のコストだけ  
ではなくユーザー側に付随して発生するコストもスコープに入れて議論  
していきたい。

新井構成員：eシールと意思との関係は、やはりしっかり整理したほうがいい。自然人が介在しない意思というものは法的にどうなっているのかというところは気になっている。電子署名とeシールの境界はどうかという議論にもなる。

宮内座長代理：自然人が介在しない意思というのは、普通は存在しない。あくまで、書類の作成者は自然人だが、その人の電子署名の代わりにeシールをつけているようなケースをどう考えるかということ。eシールの管理の問題とも関わってくるが、自然人の意思表示であるということ担保するための一定の役割はありそうな感じがする。そのため、今後どのように自然人の意思表示を担保できるかというところを議論する必要がある。

中村構成員：自然人の意思とeシールの関係というのは、今後よく議論しなければならない。eシールの使い方として、機械が自動的に署名するといった形でやる場合と、誰かが押したものをガバナンスの効いている会社の窓口として本人がやっているものに代えて、会社としてそれを担保して署名するという意味で、人間の意思が介在して押している場合があると思う。その辺の使い分けを一つの制度でうまく議論できるのかどうかというところは少し整理しないといけない。

岡田構成員：12ページについてコメント。真ん中にある2つ目の項目で、データ改ざんの防止のためにeシールを付与すべきニーズが多いというのは、まさにその通りだと思う。改ざんによって社会的損失が大きいものというところからの絞って議論すべきだと思う。

若目田構成員：7ページの分類6のその他のところで、データ流通推進協議会から提案させていただいたのが、eシール等トラストサービスのデータ取引市場への適用である。データの売り手と、買い手をつなぐ取引市場の認定指針の中に、プラスのインセンティブとしてeシールやタイムスタンプを入れてはどうかという議論を開始している。データ取引市場として、入手経路の担保やデータセット自体の非改ざん証明など、要はデータ取引のトラストの仕組みがデフォルト化することが望ましいと考えている。インセンティブ設計も踏まえた新たなトラストサービスの活用である。IoT機器により取得するセンシングデータも取引市場での流通を想定しており、それらも踏まえ総合的にトラストサービスの活用の可能性をデータ流通推進協議会では検討している。

#### ④関係者ヒアリング

森口氏、宮脇氏から資料3-2について説明があった。

## ⑤意見交換

手塚座長：4ページのメーカー印というのは、個人のメーカーの担当者までの名前が入っているようなものなのか、それとも、その企業レベルの保証書というものになっているのか。

宮脇氏：個人名までは入っていない。印刷所で印を刷り込んで印刷しているケースが多い。書式自体で、確かにそのメーカーが発行したということを経証づけるようなものになっているのが多い。

小田嶋構成員：発出元の証明や改ざん検知が可能というメリット、紙の場合の紛失リスクのBCP対策としても有効だと認識できた。トレーサビリティの確保ということでも、eシールが役に立つと思う。また、人的業務でやっている目視の確認も全て、マシンの自動処理に置き換えるため、スピードアップにつながる。かつ、その人的業務がなくなることでコスト削減等、様々なことに波及して便利になる。また、最後のeシールの資格認定への活用も興味深い。

柴田構成員：eシールの良さは、機械的な処理ができるということ。大量に情報が発行でき、受けた側も、eシールがついていれば、これで信頼できるということで、人的な業務が減り、非常に便利になると思う。さらに証明書というものを使うため、有効期間の設定や即時失効等が可能になるので、クラウドサービスの安心・安全な提供にも適している。

新井構成員：発出元の証明にはeシールが役立つと改めて認識。また、使われるID自体はメーカーとライセンスを付与されたプログラム、消費者というところで、まさにSociety5.0の世界が描けると思う。最後の農産品のトレーサビリティについては、農業に限らず林業や漁業でも使えると思う。特に漁業については、密漁があって、怪しい漁師から物をもって怪しい魚介物を食べたというような話もたまにある。そういった意味では、しっかり漁協かどこかを通して、しっかりした生産者、漁師から回ったということが分かるといい。そういった仕組みについては、先ほどの消費者庁以外にも、漁協や農協も関わってくるのではないかと。

山内構成員代理(大澤)：12ページ目のプライベート認定資格ということについて、当協会でも、トラストサービス評価事業の登録証として実際に利用している。ただ、これは新しい事業であったため、当協会としてeシールを角印代わりに使用するという事は問題にならなかった。一方で、これまで実施してきた事業において、例えば当協会の代表者名が記

載されて、角印まで押印された書面を e シールで代用して電子化するということになる、内部的な手続や管理方法等について、従来と同等となるような整理が必要になると思う。また、そうした場合は、事前にその資格認定書を受領する側にも、e シールで署名されていることについて説明して理解してもらう必要があるだろう。

宮内座長代理：資格認定書等について、代表者署名と角印のどちらが必要かを判断するにあたっては、これを受領する側が何を求めているかということが重要。代表者の名前は関係なく、その団体から出てきているということで確認できれば良いと思うのであれば e シールでもいい。12 ページのところに認定無効化の仕組み云々という記載があるが、何か認定書にシリアル番号がついていて、そのシリアル番号の認定書は有効かどうかを、電話や OCSP で聞くといった方法は考えられる。

手塚座長：4 ページのような、機器自体に e シールなどを埋め込み、その機器を検証するというのはどうか。IoT 機器などにこういったものを入れていくというのは重要だと考えている。プリンターも、その一つだと認識。これが正しいデバイスだということを保証する、そういう仕掛けも重要。今後、単なるエビデンスのクラウド上でのチェックではなく、機器そのものへのチェックという点でも活用できるのではないか。

宮脇氏：機器認証という概念は我々の業界でもある。今、様々な機器が可搬性の高い機器に移行しており、会社のものでも自宅に持って帰るといったことも起きている。そのため、その機器自体の正当性を保証できれば、検討する価値があると思う。また、コピー機で読み取ると、クラウドにダイレクトにつながって、e シールやタイムスタンプを付して返すというようなことも実装できる。紙で既にあるものを e シールが付された PDF に切り替える際に、その切り替え作業を特定の機械でやることで、簡単に切替えができると思っている。紙から電子的なエビデンスに切り替えるのは、もしかすると技術的には簡単にできるのかもしれない。

手塚座長：ヨーロッパでも、紙媒体を電子媒体で運用管理するというときに、イメージスキャナーのようなものを使用することになっている。スキャンしたところでエビデンスとしてきっちり、e シールのようなものを打つとか、その機器で作業をしたということが保証できるように、e シール等を打つというようなことはやれると思う。その後は全て電子の世界で管理、運用をするという世界になる。紙の文化を電子の文化に切り替えていく際に役に立つような気は確かにする。

小田嶋構成員：ライセンス証書や設計指示書を電子化し、インターネット、



クラウド環境で扱う、また、非対面で発出するといったときには、正しい組織であることを確認されて発行されたeシールによる発出元証明が恐らく重要。

小松（文）構成員：PKIでやっていた経験でいうと、効率的だと言っても、なかなか導入してくれないといった状況がある。どうしてもこれは使わなければならない、というような環境に利用者側を誘導するというのも重要。今、御紹介いただいた保証書はかなり誘因があるのではないかと。一般的な消費者だとすると、ネットで買う人が多いので、ネットに保証書がついてくると、物についていなくても購入したということが分かるため、非常にいいと思う。普通の一般の団体や会社が購入した場合でも、ネットで保証書等のやり取りをして、物だけを物流業者が運んでくるというような世界はいいと思う。

また、本検討会で、どこのターゲットを対象としてやっていくかということも重要。これまでに広くユースケースを見たので、ターゲットを絞り、これは使わなければならないという感じで戦略的にやっていくべきではないか。

事務局：対象をフォーカスするという御指摘も含め、手塚座長はじめ構成員の皆様とも相談させていただきたい。

森口氏：技術的な議論の追求というのは果てしなくできると思う。一方で、利用する側の簡便さの必要性や利用する意義というのが、タイムスタンプに比べて、eシールはかなり広いと感じている。その辺を、先ほどの意見交換の中でもあった重要性を鑑みて、eシールとタイムスタンプの併用か、タイムスタンプのみで十分か、あるいはeシールだけでいいか、また、そのeシールと電子署名の境界線がどこなのか、こういった点を、様々な側面で見えていかなければならないということに改めて感じた。一方で、意思表示というのはタイムスタンプと少し違う側面もある。タイムスタンプの簡便さという点も利点として広めていきたいと思う。またJBMIA等を通じて、色々検討していきたい。

#### ⑥ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

### (3) 閉会

以上